

労務 ROAD

■労務・コンプライアンスチェックリスト

労働関係の各種法令で定められている事項で重要なものを一部抜粋しました。遵守されているかチェックしてみましょう。



1. 募集・採用に関するチェック項目

1.雇用保険資格取得	チェック欄
パート、アルバイトであっても、所定労働時間が週 20 時間以上で 31 日以上の雇用見込みがある方は、全て雇用保険に加入させなければなりません。	<input type="checkbox"/>
2.労働条件通知書等書面の交付	チェック欄
採用時、「賃金に関する事項」、「始業・終業時刻」、「所定労働時間を超える労働の有無」など法定事項について書面により明示しなければなりません。	<input type="checkbox"/>
3.雇入時健康診断	チェック欄
常時使用する労働者を雇い入れる時は、雇入時の健康診断を行わなければなりません。	<input type="checkbox"/>

2. 就労時のチェック項目

1.労働時間の把握	チェック欄
実際の労働時間について、始業・終業時刻を確認し、その時刻を労働時間として記録しておかなければなりません。	<input type="checkbox"/>
2.休日	チェック欄
休日は少なくとも毎週 1 日以上与えなければなりません。	<input type="checkbox"/>
3.時間外労働限度基準	チェック欄
時間外労働の労使協定（36 協定）を締結する場合、時間外労働の上限時間を 1 ヶ月 45 時間・1 年 360 時間以内にするなど、労働基準法で規定されている時間以内としなければなりません。	<input type="checkbox"/>
4.年次有給休暇の時季指定義務	チェック欄
年次有給休暇が 10 日以上付与される労働者を対象として、年次有給休暇を付与した日（基準日）から 1 年以内に 5 日について、日を指定して年次有給休暇を取得させなければなりません。（5 日のうち、労働者の請求や計画年休により付与した場合には、その与えた日数分については時季指定義務はなく、また、することもできません。）	<input type="checkbox"/>

【厚生労働省ホームページより】

詳細やご不明な点等ございましたら、弊所までお問合せください。
また、弊所でも労務リスクをチェックする「労務監査」を実施しておりますので、併せてご検討ください。

VOL.774
(2111—3)



〒541-0056
大阪市中央区久太郎町
1-9-26 LUCID SUQUARE
SEMBA 5F
TEL:06-6264-6264
FAX:06-6264-6265
H P: <https://k-s-j.net/>
編集：木下・姚・茅原・田村

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6264-6543 まで！

先日、初めて火鍋を食べに行きました。辛さと美味しさに感動しつつ、本場さながらな雰囲気にはテンションが上がりました！昔からキムチも食べられないくらい辛い物が苦手でしたが、年を取ると味覚が変わることを身に染みて実感しています。海外旅行に行ける日がくれば、避けていた(赤いものと茶色いもの)に挑戦したいですね！(杉島)

11月 労務スケジュール

- ・税を考える週間（～17日）
- ・9月決算法人の確定申告納税、2022年3月決算法人の中間（予定）申告と納税
- ・年末調整の準備